

第2回 社会的養育・家庭支援部会での意見

全国乳児福祉協議会 横川 哲

- ① 妊産婦等生活援助事業（都道府県）、子育て短期支援事業（市区町村）、子育て世帯訪問支援事業（市区町村）、親子関係形成支援事業（市区町村）、地域子育て相談機関（市区町村）は、先日（5月16日）にお示しした『乳幼児総合支援センター』の機能の中に組み込まれている内容であると感じます。
- ② 具体的に事業を展開するためには、市区町村のこども家庭センター（市区町村）はじめ児童相談所との具体的な連携・協働が必要不可欠となります。全国の乳児院を乳幼児総合支援センターとして明確にさせていただくと共に、全国の自治体説明の際に、『乳幼児総合支援センター』との連携・協働について、是非とも書き加えていただきたい。
- ③ 過去18年の統計を見ても、全国の虐待死の中でも3歳未満の乳幼児の割合が70%を超えており、虐待死こそが乳幼児の権利侵害の一番重い現状であることを重く受け止め、市区町村のこども家庭センターをはじめ、母子保健との連携、産科や小児科をはじめ精神科等の病院との連携、児童相談所との連携・協働を確実に遂行できるように、こども家庭庁が発足した今だからこそ、各関係機関が連携協働できる具体的なしくみを構築していただきたい。
- ④ 乳幼児総合支援センターの機能の中でも、『予防的支援機能』を常時機能させるためには、ショートステイや一時保護に加え、里親家庭のレスパイトケアを受けられる施設整備と人員配置が必要です。国が主導して、施設整備と人員の配置基準をお示しいただきたい。
- ⑤ 乳幼児の意見表明をどのように考えるかを明確にするために、関係機関との連携に加え、乳幼児一人ひとりのアセスメント（身体的側面、心理的側面、社会的側面（関係性の側面））や養育者の側面のアセスメント、そして、それまでの援助過程の側面のアセスメント等々、様々な角度からとらえる包括的アセスメントがとても重要になります。乳幼児は言葉で表現することができず、一人では生きていく事や生活していく事ができない乳幼児の気持ちを大切にするための取り組み強化が今求められていると感じます。